

意見公募手続きにより提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則の制定について（案）

2 意見公募手続きを実施した期間

令和6年11月27日（水）から令和6年12月27日（金）まで

3 提出された意見の件数

4 件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	手続きとして3か月ごとの定期報告がありますが、期日までに報告がない場合、会社の倒産・事業者の不在・工事の進行ができなくなった事情等の原因が想定できますが、報告がなかった場合において工事中止等の措置が必要と思いますが、その時点での対応手順が抜けている様に思いますが	規則等の内容に反映しないものとする。	法令等に対応することができるため。許可申請をいただく際、工事を遂行できる資金や能力、さらに工事期間中の安全性確保の具体的な対策等を確認させていただきます。許可された工事は、完了のほか、中止措置を含めて対策を講じなければなりません。中止措置を行わない場合にも罰則が適用されます。
2	追加項目として盛土運搬業者名も必要かと思いますが（運搬業は他の法令かもしれませんが各方面からの運搬が想定され、近隣住民への影響も考えられます）す）	規則等の内容に反映しないものとする。	法令等に対応することができるため。運搬業者も工事施行者に含まれる可能性があるため、報告を求める場合があります。
3	不法盛土の未然防止策として、通報制度の設置が必要だと思います（残土の不法投棄（産業廃棄物を含まない残土）耕作放棄地への盛土・借地への盛土等）への市民からの通報制度	規則等の内容に反映しないものとする。	既に通報制度を設けているため。令和6年度、市内78連合自治会に向けて、不法盛土の情報提供の依頼を行いました。今後も引き続き、市民のみなさまからの情報提供をお願いしたいと考えております。令和7年度は、規制区域図や通報先等をお伝えするリーフレット等を作成して、改めて、お願いさせていただくことを考えております。

4	災害防止のため宅地造成・特定盛土等に係る技術的基準が付加・強化され、盛土の安定性の確認が義務づけられたが、盛土材の規格や安定計算に用いる数値等はどのようなになっているのか。	規則等の内容に反映しないものとする。	規則等の内容に対する意見ではなく質問であるため。 今後、審査基準やガイドラインを作成して、具体的な数値等を示します。
---	---	---------------------------	--